

# 引越はオンラインでスタート！

下記いずれかをお持ちの方は、マイナポータルを通じてオンラインで転出届ができるようになり、町役場への来庁が原則不要になりました。

- ① 電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ② スマートフォン用電子証明書搭載サービスに対応した端末

## 【注意】

- ① マイナンバーカードに設定した暗証番号の入力が必要です。
  - ② 世帯員の引越にも利用可能です。
  - ③ 国内の引越のみに利用できます。
  - ④ 転入届は、14日以内に市町村役場窓口での手続きが必要です。
- ※ 詳細は、マイナポータル及びデジタル庁のHPをご覧ください。



A



B



C

- A → マイナポータル 引越し手続きについて  
B → デジタル庁 引越し手続きオンラインサービス  
C → デジタル庁 スマホ用電子証明書搭載サービス

## 転出届 は、町役場への来庁は 不要

但し、その他の必要な手続き（国民健康保険・こども医療費助成等）もありますので、詳しくは、各担当課へお問い合わせください。



転入届の際は住所データの更新を行いますので、マイナンバーカードと暗証番号（6文字以上・数字4桁）が必要です。

## 転入届 は、町役場への来庁は 必要

昨年は、西原町でも約90件の転出届がオンラインで提出されました！

【連絡先】 西原町役場 総務部 町民課 住民年金係  
☎ 098-945-5012